

入札等に関する有識者会議（令和5年度 第3回）議事要旨

【抽出の対象とする案件の報告】

大野委員より、令和5年4月から令和5年7月までの発注工事から制限付一般競争入札案件3件について抽出した旨、その理由を含めて説明。

■各案件の抽出理由

＜制限付一般競争入札＞

(No.1) 八幡配水池計装設備更新工事

- ・再公告案件であることに着眼。工事の内容と、再公告に至った経過について説明を求めたく、ケース抽出した。

(No.2) 公共下水道管理設工事（11号幹線）第1工区

- ・同一日に同種・同規模の工事の入札があったが、入札参加者数に大きな違いがある点について説明を求めたく、ケース抽出した。

(No.3) 会津若松工業団地1・2号排水ポンプ改修工事

- ・この工事の入札があった5月頃は、まだ業者の手持ち工事はそれほど多くないと思われる。それにもかかわらず、本件は入札参加者が1者のみであり、かつ落札率が100%であった理由について説明を求めたく、ケース抽出した。

【抽出事案に関する説明及び確認】

○No.1 八幡配水池計装設備更新工事の入札状況（工事概要、入札参加資格、入札結果等）について、事務局より説明（資料2）。

○大野委員による抽出論点に関し、事務局より次のとおり説明。

八幡配水池計装設備更新工事については、令和5年5月15日に入札公告したが、開札日の5月31日までに応札がなく「入札不調」となった。そのため、地域要件について従前の市内及び準市内業者に、県内業者を加えたうえで6月12日に再公告を行い、6月28日に開札。

その結果、郡山市の「株式会社ニノテック」が落札し、契約に至った。

＜主な質問・意見＞

質問・意見	回答（要旨）
○株式会社ニノテックは、業者登録上は「県内業者」であって、再公告により地域要件が緩和されて応札することができた、という理解でよいか。	○お見込みのとおり。
○抽出の趣旨にもあったが、なぜ初回の入札が無	○電気通信工事という許可を要する工事であり、

<p>かったのか。</p> <p>○再公告のときは、地域要件のみを変更したということか。</p> <p>○今後は、再公告案件等の場合は、備考欄に要件の変更内容などが記載されていると良い。</p> <p>○今回更新の対象となった機械設備は、特殊なものか。</p> <p>○計装設備を設置する配水池は、他にもあるのか。</p> <p>○こういった更新工事というのは、一定の頻度で発生するということか。市内で対応できる業者が少ないとなると、ほぼ同じような県内業者が応札することが多くなるのではないか。</p> <p>○入札・見積結果情報閲覧の中に「事後審査型」という記載があるが、これはどういった意味か。</p>	<p>市内業者 11 社、準市外業者が 2 社登録はあるが、施工内容の特殊性の部分があり、市内・準市内業者では応札業者がなかったのではないかと推察する。また、水道施設を稼働させながらの施工を要する点でも、万一事故や故障があった場合のリスクも大きい点があり、そういった点も敬遠された理由と推察する。</p> <p>○工期と地域要件を変更した。工期は、再公告となったことで必然的に変更となった。</p> <p>○次回以降の資料作成の際には、配慮する。</p> <p>○流量計や水位計には、多様なメーカーのものがある。浄水場や配水池などに設置するものについても、市内業者でも取扱いはある。ただし、今回の工事は計装盤という制御に関するものであったため、市内業者・準市内業者では応札しにくかった部分があるものと推察する。</p> <p>○市内には配水池が多数ある。18～20 カ所あり、全てにおいて水位計・流量計は設置されている。</p> <p>○計装設備の更新工事は昨年度も実施している。計装設備はあまり長持ちするものではないので、ある程度定期的に更新していく必要がある。</p> <p>○本市の工事に係る制限付一般競争入札では、地域要件のほか資格総合点数などを要件設定して公告して入札を行うが、「事後審査方式」とは、第一落札候補となった業者が公告要件を満たしているかどうか、技術者配置が適切か等を</p>
---	---

<p>○こういった工事の入札は、事後審査型を採用するということか。</p>	<p>入札後に審査・確認する形式のものを指す。</p> <p>○本市の工事における制限付一般競争入札では、全て事後審査方式を採用している。</p>
---------------------------------------	---

○No.2 公共下水道管理設工事（11号幹線）第1工区の入札状況（工事概要、入札参加資格、入札結果等）について、事務局より説明（資料2）。

○大野委員による抽出論点に関し、事務局より次のとおり説明。

- ・公共下水道管理設工事（11号幹線）第1工区については、令和5年6月28日に開札、応札は1者でした。一方、同日開札の公共下水道管理設工事（12号幹線）第1工区については、応札が10者であった。
- ・両工事の入札参加者数の違いは、11号幹線第1工区の施工場所がJR只見線に近接しており、いわゆる「鉄道近接工事」に該当したために生じたものと推察している。
- ・本件工事は、入札参加資格として「東日本旅客鉄道株式会社の「工事管理者」、「軌道工事管理者」、「線閉責任者」、「列車見張員」の資格を有する恒常的な雇用関係にある者を現場に配置できること」を要件設定している。
- ・公共、民間問わず、工事の発注者は、公共、民間問わず、鉄道の軌道周辺で工事を行う場合、国が定めた「建設工事公衆災害防止対策要綱」の規定により、あらかじめ鉄道事業者と協議する必要がある、これらの工事管理者の配置等の要件は、協議の中で鉄道事業者から要請されたもの。
- ・これらの技術者配置要件の有無により、11号幹線工事と12号幹線工事では、同種、同規模にもかかわらず、入札参加者数が大きく異なる結果になったものと推察している。

<主な質問・意見>

質問・意見	回答（要旨）
<p>○鉄道近接工事に係る工事管理者などの認定を受けるのは、それなりに大変なことなのか。</p>	<p>○例えば、鉄道工事管理者の要件などを見ると、軌道工事経験年数のほか、講習を要するなど、さまざま要件が設定されている。そういった社員を雇用する必要があるという点では、業者にとって要件としては厳しい部分があるものと推察する。</p>

<p>○今は元請けとしての要件を求めているわけだが、例えば資格者配置の要件を下請まで認める等の緩和は、法律上・制度上可能なのか。</p>	<p>○工事着手前に、JR 東日本とは何度か協議を繰り返して施工の承認をいただくことになる。JR 東日本仙台支局との協議の中では、元請となる受注者の社員にこれらの資格者がいる業者、又は JR 東日本が認めている業者でないと認められないという条件が付されている状況。</p> <p>○「元請要件」がなければ、一括下請負につながるおそれもあるため、このような要件設定としている。</p>
<p>○仙建工業株式会社は、JR のグループ会社ではなかったか。市内扇町にも事務所があったと思うが。</p>	<p>○グループ会社ではないと思うが、よく JR の工事を行っている会社。</p> <p>○仙建工業株式会社の事務所は市内にもある。以前はそこに契約権限が与えられていたが、現在は市内事務所に契約締結権限は無く、「準市内業者」としての業者登録は無くなった状態である。</p>
<p>○市内の事務所に契約締結権限が与えられていれば、準市内業者としての応札が可能となるということか。</p>	<p>○お見込みのとおり。過去においては、そういった形での仙建工業株式会社による応札があった経過がある。</p>
<p>○JR の線路に近接する工事は、仙建工業株式会社以外は受注できない、ということか。</p>	<p>○全国的にはさまざま受注可能な企業はあるようだが、この地区では事実上そういった状況と推察している。</p>
<p>○仕方が無いと言えば仕方が無いが、競争性確保が課題。ところで、「線路に近接する」というのは、どの程度近接する工事を指すのか。</p>	<p>○線路・軌道の中心から、だいたい5メートル程度と言われている。主な理由としては、重機の旋回範囲が軌道内にかかってしまうような場合は、鉄道運行に支障を及ぼすおそれがある。また、掘削した地山の崩れにより鉄道運行に支障を及ぼす等の可能性がある。今回の工事は、近接工事としての要素は2点あり、1点目は軌道の真下を推進工法で施工する必要があるということ。2点目は、軌道と並行して施工を要するため、そこも掘削によって軌道に影響を及ぼす</p>

	<p>可能性があるということ。</p> <p>○競争性という点でご意見があったが、競争できないのであれば随意契約では、という議論もあるかもしれないが、やはりそこは競争の余地があり得るといふ以上入札に付していく必要がある。</p> <p>○福島県内にもこういった工事に必要な資格者を配置している業者は何社かある。ただし、JR側ではそういった会社は何社あるかは非公表なので、市側でははっきりとした会社数は把握できない。会津若松市内の事例で申し上げれば、過去には有限会社丸守建設や、秋山ユアビス建設株式会社なども鉄道近接工事に係る有資格者を雇用し応札していた。現在は資格をもった作業員がいなくなり、もしくは、業者登録はあっても実際には土木工事は現在行っていない等の背景もある。</p>
--	---

○No.3 会津若松工業団地1・2号排水ポンプ改修工事の入札状況（工事概要、入札参加資格、入札結果等）について、事務局より説明（資料2）。

○大野委員による抽出論点に関し、事務局より次のとおり説明。

会津若松工業団地のポンプ棟に設置されている排水ポンプ5基は、株式会社荏原製作所の製品である。このため、分解整備・部品交換等に当たっては、メーカー関連会社の荏原実業株式会社に関与していただく必要があり、実際に昨年度発注の5号ポンプ改修工事、本工事ともに同社が下請に入っている。交換部品の調達経費についても、発注から納入まで期間も要する特殊な部品であるため、安価に調達することが困難であると推察する。

また、直近5年間に工業団地ポンプ棟に係る管工事は4件発注しているが、確認したところ平均入札参加者数は2者という状況であった。このような工事の特殊性から利益率が高いとは言い難い工事と推察され、入札参加者が少ないという状況が相まって、今回の結果になったものと捉えている。

<主な質問・意見>

質問・意見	回答（要旨）
-------	--------

○荏原実業株式会社が下請けに入る必要がある
ので利益率が低くなってしまっているのでは無い
か、との説明であったが、同社は管工事の入
札参加資格登録はあるのか、という点が一
つ。もう一点は、このポンプ整備はだいたい
何年ごとに工事を行う必要があるのかという
点を教えてほしい。

○1者応札・落札率 100%というのは不自然で
は。

○交換する途中で清掃などは行うのか。

○今回、管工事が抽出案件に入ったので、関連
して質問する。やはり管工事に関しては、1
者応札がほとんどである。工種によって入札
参加者にばらつきがある。今回添付の資料4
では、管工事はほとんどが1者応札。果たし
て競争性が確保されているのかという点につ
いて疑問を持つが、担当課では背景なども含
めてどのように考えているのか。

○荏原実業株式会社は、本市の地元業者ではなく
業者登録も行われていない。同社は、本社が東
京都中央区に所在する企業。

○ポンプのオーバーホールの間隔は、概ね5年程
度。稼働状況を確認しながら、必要に応じて整
備工事を行っている。

○落札率 100%という点でご指摘があったが、過
去の経過も含めて補足させていただくと、今回
は会南設備有限会社が受注しているが、令和4
年度には5号ポンプの改修があり、その工事は
ハツ橋設備株式会社が受注している。令和2年
度には3号・4号ポンプの改修があり、そのと
きは会南設備有限会社が受注しているが応札は
他に2社があり、落札率は91.2であった。そ
の前は、平成30年度に市内業者の有限会社ア
ミホームが受注している。受注業者が1社に固
定されている状況ではないと認識している。

○オーバーホールの際に分解の上、内部の清掃・
点検を行い、必要な部品の交換等を行う。毎年
メーカーの点検を受けているので、その時に助
言をいただきながら、必要な部品の交換等を判
断している。

○資料19ページをご覧いただきたい。工種別の
総括表を掲載しているが、管工事では平均入札
参加者数が1.37であり、令和4年度と比して
0.55下がっている。個別の事情はあるにせ
よ、やはり入札参加者数が少ないと認識してい
る。地元業者自体は、39者の登録があるが、
この数が実際の入札に結びついていない点につ
いては、今後確認していく必要があるものと認
識している。

【入札及び契約手続の運用状況の報告・確認】

令和5年4月から11月に契約した工事の入札結果、入札参加停止措置の実施状況について報告（資料3、資料4、資料5）。

<主な質問・意見>

質問・意見	回答（要旨）
<p>○資料4に関して、No.13とNo.66は、当初入札時に1者応札であり、その入札が無効となったことで再公告となったとの説明であった。再公告時に応札した業者は、当初公告時に入札した業者と同一か。</p> <p>○資料4を見ると、管工事のうちNo.41などは今回の工事と同様に1者応札・落札率100%となっている。やはり疑問を感じる。</p>	<p>○No.13、No.66のいずれも、当初公告時の応札業者と、再公告時の応札業者は別の業者である。</p> <p>○今回の資料4掲載の管工事に関して入札参加者が少ないという点は、委員の皆様ご指摘のとおりである。ただ、これらの工事において入札者が少ない要素を補足的に説明すると、例えばNo.39の城西団地第4棟大規模改善給排水衛生設備工事は、市営住宅の居住者を住ませたまま施工する必要がある。個々の居住者のスケジュールと施工スケジュールをすりあわせながら工事を進める必要があり、結果的にコスト高になる傾向がある。また、No.41の農業集落排水事業処理施設工事については、3箇所 に点在する農業集落排水処理施設を工事するものであり、重機の使用スペースなどは良好であるものの、農業集落排水処理施設を稼働させながら施工する必要があるなど、内容が複雑である。結果的にこの工事は年度内に竣工できず、翌年度に繰り越すこととなったことも、施工内容の複雑さを示す一つの要素と考えられる。その他のNo.40、42、43、44は、予定価格を見ると150万円台から600万円台と、発注規模が大きいとは言いがたい工事。こういった要素も、1者応札の一つの要因となっているものと推察している。</p>

【その他】

- 特になし。